

法律	政令	省令
<p>○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 (平成十八年六月二十一日法律第八十八号)</p>	<p>○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 施行令(平成十八年六月二十一日政令第二百二十二号)</p>	<p>○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(平成十八年六月二十七日農林水産省令第五十九号)</p>
<p>(目的) 第一条 この法律は、米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する措置を講ずることにより、その農業経営の安定を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしよその他の農産物であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの 二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの 		

2 この法律において「生産条件不利補正対象農産物」とは、対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものであつて、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正する必要があるものとして政令で定めるものをいう。

3 この法律において「収入減少影響緩和対象農産物」とは、対象農産物のうち、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要があるものとして政令で定めるものをいう。

(生産条件不利補正対象農産物)

第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める対象農産物は、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしよ、そば及び菜種であつて、農林水産省令で定める要件に該当するものとする。

(収入減少影響緩和対象農産物)

第二条 法第二条第三項の政令で定める対象農産物は、米穀、麦、大豆、てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしよであつて、農林水産省令で定める要件に該当するものとする。

(生産条件不利補正対象農産物の要件)

第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の農林水産省令で定める要件は、次の各号に掲げる生産条件不利補正対象農産物（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する生産条件不利補正対象農産物をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 麦 種子又は麦芽の原料として使用されるもの以外のもの（春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限る。）であること。
- 二 大豆 種子として使用されるもの又は黒大豆以外のものであること。
- 三 てん菜 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号。以下「価格調整法」という。）第二十一条の国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる価格調整法第二条第二項に規定する国内産糖の製造の用に供されるものであつて、価格調整法第十九条第一項に規定する指定地域の区域内において生産されるものであること。
- 四 でん粉の製造の用に供するばれいしよ 価格調整法第三十五条の国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる価格調整法第二条第七項に規定する国内産いもでん粉の製造の用に供されるものであつて、価格調整法第三十二条第一項に規定する指定地域の区域内において生産されるものであること。
- 五 そば 種子として使用されるもの以外のものであること。
- 六 菜種 食用植物油脂の製造の用に供されるものであること。

(収入減少影響緩和対象農産物の要件)

第二条 令第二条の農林水産省令で定める要件は、次の各号に掲げる収入減少影響緩和対象農産物（法第二条第三項に規定する収入減少影響緩和対象農産物をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 米穀 種子として使用されるもの又は米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）第一条第一項に規定する用途限定米穀以外のものであること。
- 二 麦 前条第一号に定めるものであること。
- 三 大豆 前条第二号に定めるものであること。

<p>4 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。</p> <p>一 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第一項に規定する認定農業者</p> <p>ロ 農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者</p>		<p>四 てん菜 前条第三号に定めるものであること。</p> <p>五 でん粉の製造の用に供するばれいしょ 前条第四号に定めるものであること。</p>
<p>ハ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織（地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限る、法人を除く。）</p>		<p>（委託を受けて農作業を行う組織の要件）</p> <p>第三条 法第二条第四項第一号ハの農林水産省令で定める要件は、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「基盤強化法」という。）第二十三条第七項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第四項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること。</p> <p>二 農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること。</p> <p>三 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他農林水産大臣が定める事項が定められており、かつ、これらの記載事項に係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合する定款又は規約を有していること。</p> <p>四 その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。</p>
<p>二 環境と調和のとれた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していること。</p>		<p>（環境と調和のとれた農業生産の基準）</p> <p>第四条 法第二条第四項第二号の農林水産省令で定める基準は、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資</p>

		<p>材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について農林水産大臣が定める様式により自ら点検を行うこととする。</p>
<p>三 その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地として農林水産省令で定めるものがないこと。</p>		<p>（耕作の目的に供されないと見込まれる農地） 第五条 法第二条第四項第三号の農林水産省令で定める農地は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十六条第一項の規定による勧告に係る農地とする。</p>
<p>（生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付） 第三条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産条件不利補正対象農産物を生産する対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。</p> <p>一 当該年度における対象農業者の生産条件不利補正対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金</p> <p>二 当該年度において対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金</p>		
<p>2 前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、生産条件不利補正対象農産物についての種類別の面積当たりの単価（以下「面積単価」という。）に、その者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物の種類別の作付面積として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。</p>		<p>（生産条件不利補正対象農産物の種類別の作付面積） 第六条 法第三条第二項の農林水産省令で定める生産条件不利補正対象農産物の種類別の作付面積は、次の各号に掲げる生産条件不利補正対象農産物の種類に応じ、当該各号に定める面積（権利設定等面積に限る。）とする。</p> <p>一 麦 対象農業者が生産する麦を需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をは種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売するもの又は対象農業者が生産する麦を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷するものであつて、第一条第一号に定める要件に該当するものの生産を行う田又は畑の面積</p>

- 一 大豆 対象農業者が生産する大豆を需要者に対し販売することを約した契約（当該対象農業者が当該需要者に対し販売することを目的として当該大豆を生産することを当該大豆をは種する前に約した契約に基づき締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売するもの又は対象農業者が生産する大豆を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該大豆をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷するものであつて、第一条第二号に定める要件に該当するものの生産を行う田又は畑の面積
 - 二 てん菜 第一条第三号に定める要件に該当するものの生産を行う田又は畑の面積
 - 三 でん粉の製造の用に供するばれいしょ 第一条第四号に定める要件に該当するものの生産を行う田又は畑の面積
 - 四 そば 対象農業者が生産するそばを需要者に対し販売することを約した契約（当該そばをは種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売するもの又は対象農業者が生産するそばを委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該そばをは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷するものであつて、第一条第五号に定める要件に該当するものの生産を行う田又は畑の面積
 - 五 菜種 対象農業者が生産する菜種を需要者に対し販売することを約した契約（当該菜種をは種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売するもの又は対象農業者が生産する菜種を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該菜種をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷するものであつて、第一条第六号に定める要件に該当するものの生産を行う田又は畑の面積
- 2 前項の「権利設定等面積」とは、対象農業者が所有権（使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）が年間を通じて設定されている田又は畑の所有権を除く。）又は使用収益権を有している田又は畑の面積（委託を受けて農作業を行うことを約した契約（受託者が農産物を生産するために必要となる基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並び

		<p>にその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものに限る。以下「農作業委託契約」という。）に基づき他の者から農作業の委託を受けた田又は畑の面積を含み、農作業委託契約に基づき他の者に対して農作業の委託をした田又は畑（当該他の者から法第五条第一項の規定による交付の申請があつた場合における当該申請に係る田又は畑であつて、その委託をした者が当該農作業の委託をした年において農産物の生産及び販売を行っていない部分に限る。）の面積を除く。）をいう。</p>
<p>3 面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。</p>		
<p>4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、生産条件不利補正対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分（以下「品質区分」という。）別の数量当たりの単価（以下「数量単価」という。）に、その者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額から、調整額（同項第一号の交付金の金額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定した金額をいう。以下同じ。）を控除して得た金額とする。</p>		<p>（生産条件不利補正対象農産物の品質の区分） 第七条 法第三条第四項の農林水産省令で定める品質の区分は、次の各号に掲げる生産条件不利補正対象農産物の種類に応じ、当該各号に定める事項を考慮して農林水産大臣が定める規格によつて示される品質の区分とする。</p> <p>一 表 たんぱく質の含有率その他の事項 二 大豆 整粒の割合その他の事項 三 てん菜 糖度 四 でん粉の製造の用に供するばれいしょ でん粉の含有率その他の事項 五 そば 容積重の数値その他の事項 六 菜種 品種</p> <p>（生産条件不利補正対象農産物の品質区分別の生産量） 第八条 法第三条第四項の農林水産省令で定める生産条件不利補正対象農産物の品質区分別の生産量は、次の各号に掲げる生産条件不利補正対象農産物の種類に応じ、当該各号に定める数量とする。</p> <p>一 表 対象農業者が生産する麦を需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をは種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売したもの又は対象農業者が生産する麦を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷したものであつて、第一条第一</p>

号に定める要件に該当し、かつ、その品質が前条第一号に規定する規格に適合するものの数量

一 大豆 対象農業者が生産する大豆を需要者に対し販売することを約した契約（当該対象農業者が当該需要者に対し販売することを目的として当該大豆を生産することを当該大豆をは種する前に約した契約に基づき締結されたものに限る。）において当該対象農業者が販売の対象としたもの又は対象農業者が生産する大豆を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該大豆をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷したものであつて、第一条第二号に定める要件に該当し、かつ、その品質が前条第二号に規定する規格に適合するものの数量

二 てん菜 第一条第三号に定める要件に該当し、かつ、その品質が前条第三号に規定する規格に適合するものの数量

四 でん粉の製造の用に供するばれいしょ 第一条第四号に定める要件に該当し、かつ、その品質が前条第四号に規定する規格に適合するものの数量

五 そば 対象農業者が生産するそばを需要者に対し販売することを約した契約（当該そばをは種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）において当該対象農業者が販売の対象としたもの又は対象農業者が生産するそばを委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該そばをは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷したものであつて、第一条第五号に定める要件に該当し、かつ、その品質が前条第五号に規定する規格に適合するものの数量

六 菜種 対象農業者が生産する菜種を需要者に対し販売することを約した契約（当該菜種をは種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売したもの又は対象農業者が生産する菜種を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該菜種をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷したものであつて、第一条第六号に定める要件に該当し、かつ、その品質が前条第六号に規定する規格に適合するものの数量

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交

5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに生産条件不利補正対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

6 農林水産大臣は、面積単価若しくは数量単価（以下「面積単価等」という。）を定め、又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正するに当たっては、第一項各号の交付金の交付により生産条件不利補正対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と生産条件不利補正対象農産物の販売による標準的な収

付金の金額の算定に関する省令（平成十八年八月七日農林水産省令第七十二号）

（調整額の算定）

第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第三条第四項の調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 当該年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けている場合 対象農業者（法第二条第四項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）ごとに、法第二条第二項に規定する生産条件不利補正対象農産物の種類（麦にあつては春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）別の同号の交付金の金額（当該金額が、当該生産条件不利補正対象農産物に係る法第三条第四項に規定する数量単価にその者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物に係る同項に規定する品質区分別の生産量をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額を超える場合にあつては、当該合算した金額）を合算した額
- 二 当該年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けていない場合 零

- 入の額との差額の補填を図ることを旨としなければならない。
- 7 農林水産大臣は、面積単価等を定め、又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。
- 8 農林水産大臣は、面積単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付)

第四条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における収入減少影響緩和対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「前年度収入額」という。）が、収入減少影響緩和対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「標準的収入額」という。）を下回った場合には、収入減少影響緩和対象農産物を生産する対象農業者（収入減少影響緩和対象農産物に係る収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつてその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。）に対し、交付金を交付するものとする。

(前年度収入額の算出)

第九条 法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分けて農林水産大臣が定める地域（以下「地域」と総称する。）別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別に交付前年度における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。）に、当該交付前年度における対象農業者の収入減少影響緩和対象農産物の生産面積（当該交付前年度における収入減少影響緩和対象農産物の生産量（次の各号に掲げる収入減少影響緩和対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農業者に係るものをいう。）を地域別の当該収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。以下「交付前年度生産面積」という。）を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

一 米穀 対象農業者が生産する次のいずれかに該当する米穀であつて、第二条第一号に定める要件に該当し、かつ、その品質が整粒の割合その他の事項を考慮して農林水産大臣が定める規格に適合するものの数量

イ 対象農業者が、交付前年度の六月三十日までに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。）第八条第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員であつて、食糧法第四十七条第一項の規定による届出（出荷の事業に係るものに限る。）をしている者との間で当該者に対し米穀を販売すること又は販売を委託して出荷することを約した契約を締結し、かつ、交付前年度末までに当該契約に基づき販売し、又は販売を

委託して出荷したもの

ロ 対象農業者又は対象農業者から委託を受けて米穀を販売する者（イに掲げる者を除く。）が、交付前年度の六月三十日まで米穀の販売予定数量に関する計画を作成し、かつ、交付前年度末までに当該計画に基づき販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約を締結して、当該契約に基づき販売の対象としたもの

一 米穀以外の収入減少影響緩和対象農産物 それぞれ前条各号に規定する数量

2 農林水産大臣は、交付前年度単位面積当たり収入額を定めるに当たっては、交付前年度における地域別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別の販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮するものとする。

（標準的収入額の算出）

第十条 法第四条第一項の規定による標準的収入額の算出は、地域別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別に単位面積当たりの標準的な収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「単位面積当たり標準的収入額」という。）に、交付前年度生産面積を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

2 農林水産大臣は、単位面積当たり標準的収入額を定めるに当たっては、交付前年度の前年度以前五箇年度の各年度における地域別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別の販売価格に当該年度における地域別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別の単位面積当たりの収穫量を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額のうち最大のもの及び最小のものを除いた額その他の事項を考慮するものとする。

（積立金の基準）

第十一条 法第四条第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 交付前年度の四月一日から六月三十日までの間に法第四条第一項の交付金（以下この条において「交付金」という。）を受けようとする者から農林水産大臣に対してなされた積立てを行う旨の申出に係るものであること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 前号の申出をした者の交付前年度における積立基準収入額（単位面積当たり標準的収入額に、当該交付前年度においてその者が生産することを予定する収入減少影響緩和対象農産物に

係る生産面積としてその者が同号の申出をする際に農林水産大臣に申し出た面積を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算した額をいう。以下同じ。)の百分の二・二五に相当する額又は百分の四・五に相当する額のうちその者が選択した額(その選択した額に当該交付前年度の八月三十一日における法第四条第一項の積立金(以下「積立金」という。)の額に充てられることとなる額として農林水産大臣が同号の申出をした者に通知した額(以下「繰越積立残額」という。)を加えた額が、その者の当該交付前年度における積立基準収入額の百分の四・五に相当する額を超える場合にあつては、当該百分の四・五に相当する額から当該繰越積立残額を控除した額)が、当該交付前年度の八月三十一日までに、第四号に規定する者に対して納付されたものであること(ロに該当する場合を除く。)

ロ 繰越積立残額が、前号の申出をした者の当該交付前年度における積立基準収入額の百分の四・五に相当する額以上であること。

三 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日から交付金の交付を受けるまでの間において取り崩されていないこと。ただし、次項第一号、第五号又は第六号の規定により取り崩されるときは、この限りでない。

イ 前号イに該当する場合 同号イの納付の日

ロ 前号ロに該当する場合 交付前年度の八月三十一日

四 農林水産大臣が定める方法により積立金を適切に管理することができるものと認められるものとして農林水産大臣が指定する者(以下「積立金管理者」という。)によつて管理されていること。

2 積立金管理者は、積立金を積み立てている者が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その者に対し、それぞれ当該各号に定める額を取り崩した上で返納するものとする。

一 交付金の交付を受ける場合 当該交付金の金額の三分の一に相当する額

二 積立金の返納の申出をした場合 積立金の全額

三 前項第一号の申出をしなかつた場合 積立金の全額

四 前項第二号イの規定により選択した額を納付せず、かつ、繰越積立残額が同号ロに該当しない場合 積立金の全額

五 前項第二号イの規定により積立金管理者に対して納付した額が同号イの規定により選択した額を超えた場合 その超えた部分に相当する額

- 六 交付前年度における法第四条第一項に規定する標準的収入額が当該交付前年度における積立基準収入額を下回った場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- イ 積立金の額が、当該積立基準収入額の百分の二・二五に相当する額以上百分の四・五に相当する額未満である場合 当該積立基準収入額と当該標準的収入額との差額の百分の二・二五に相当する額
- ロ 積立金の額が、当該積立基準収入額の百分の四・五に相当する額以上である場合 当該積立基準収入額と当該標準的収入額との差額の百分の四・五に相当する額
- 七 交付金の交付の申請があつた際に対象農業者でないことが確認された場合 積立金の全額
- 3 第一項第四号の指定は、その指定を受けようとする者の申請に基づき行うものとする。

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令（平成十八年八月七日農林水産省令第七十二号）

（交付金の金額の算定）

第二条 法第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）の金額は、同項に規定する標準的収入額と同項に規定する前年度収入額との差額に〇・九を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た金額（その金額が同項の積立金の額に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

第三条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第九条第一項に規定する地域（以下「地域」という。）別及び収入減少影響緩和対象農産物（法第二条第三項に規定する収入減少影響緩和対象農産物をいう。以下同じ。）の種類別に交付金を交付する年度の前年度（以下「交付前年度」という。）における単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単収」という。）を当該地域別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別に単位面積当たりの標準的な収穫量として農林水産大臣が定めるもの（以下「標準単収」という。）で除して得た割合のいずれかが、次の各号に掲げる収入減少影響緩和対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回った場合（当該地域における交付前年度単位面積当たり収入額（施行規則第九条第一項に規定

する交付前年度単位面積当たり収入額をいう。以下同じ。)が当該地域における単位面積当たり標準的収入額(施行規則第十条第一項に規定する単位面積当たり標準的収入額をいう。以下同じ。)を上回った場合を除く。)における前条の規定の適用については、同条中「〇・九を乗じて得た額」とあるのは、「〇・九を乗じて得た額から共済金相当額(第四条の規定により算定される額をいう。)を控除して得た額」とする。

- 一 米穀 九割
- 二 春期には種する小麦 九割
- 三 秋期には種する小麦 九割
- 四 二条大麦 九割
- 五 六条大麦 九割
- 六 はだか麦 九割
- 七 大豆 九割
- 八 てん菜 九割
- 九 でん粉の製造の用に供するばれいしょ 九割

(共済金相当額の算定)

第四条 共済金相当額は、地域における収入減少影響緩和対象農産物

(当該地域における収入減少影響緩和対象農産物に係る交付前年度単収を当該収入減少影響緩和対象農産物に係る標準単収で除して得た割合が前条各号に掲げる収入減少影響緩和対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回ったものに限り、当該地域における交付前年度単位面積当たり収入額が当該地域における単位面積当たり標準的収入額を上回ったものを除く。)に係る第一号に掲げる価額に第二号に掲げる数量をそれぞれ乗じて得た額(その額が、当該地域における当該収入減少影響緩和対象農産物に係る単位面積当たり標準的収入額から交付前年度単位面積当たり収入額を控除した額に〇・九を乗じて得た額を上回る場合にあっては、その乗じて得た額)に、対象農業者の当該収入減少影響緩和対象農産物の交付前年度生産面積(施行規則第九条第一項に規定する交付前年度生産面積をいう。)をそれぞれ乗じて得た額を合算して得た額とする。

- 一 地域別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別に収入減少影響緩和対象農産物の数量当たりの価額として農林水産大臣が定めるもの
 - 一 当該地域における当該収入減少影響緩和対象農産物に係る標準単収に当該収入減少影響緩和対象農産物に係る前条各号に定める割合を乗じて得たものから当該地域における当該収入減少影響緩和対象農産物に係る交付前年度単収を控除したもの

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成十九年四月一日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一日農林水産省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年四月一日農林水産省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年四月一日農林水産省令第二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十二年産の対象農産物（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第一項に規定する対象農産物をいう。）に係る同法第四条第一項の交付金の金額については、この省令による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令附則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二五年五月一六日農林水産省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年二月一九日農林水産省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令の規定は、平成二十七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金か

		<p>ら適用し、平成二十六年以前年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和二年三月二三日農林水産省令第一八号） （施行期日）</p> <p>1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この省令による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令の規定は、令和二年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第二項第二号の交付金（以下「交付金」という。）から適用し、令和元年度以前の年度の予算に係る交付金については、なお従前の例による。</p>
<p>2 前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、当該差額の発生がその農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。</p> <p>3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。</p>		
<p>（交付金の交付の申請等） 第五条 第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。</p>		<p>（交付金の交付の申請） 第十二条 法第五条第一項の規定による交付の申請は、農林水産大臣が定める期日までに、交付申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 基盤強化法第十三条第一項に規定する認定農業者、基盤強化法</p>

2 前項に定めるもののほか、第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(交付金の返還)

第六条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、農林水産大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、農林水産大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(報告及び検査)

第七条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項各号若しくは第四条第一項の交付金の交付を受け、若し

第十四条の五第一項に規定する認定就農者若しくは特定農業団体であることを証する書類又は特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織にあつては第三条各号の要件を満たしていることを証する書類

一 第四条に規定する環境と調和のとれた農業生産に係る基準を満たしていることを証する書類

(決定の通知)

第十三条 農林水産大臣は、法第五条第一項の規定による交付の申請を審査し、交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(身分を示す証明書)

第十四条 法第七条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする

くは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第八条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第九条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

<p>法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p>		
<p style="text-align: center;">附 則 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行し、第四条第一項の規定は、平成十九年度以後の対象農産物に係る収入について適用する。</p> <p style="text-align: center;">(面積単価等に関する経過措置)</p> <p>第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第三条第三項及び第五項から第八項までの規定の例により、面積単価等を定め、これを告示することができる。</p> <p>2 前項の規定により定められた面積単価等は、この法律の施行の日において第三条第三項又は第五項の規定により定められたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(施行のために必要な準備)</p> <p>第三条 農林水産大臣は、第四条第二項の農林水産省令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(大豆交付金暫定措置法施行令の廃止)</p> <p>第二条 大豆交付金暫定措置法施行令（昭和三十六年政令第四百十七号）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成二六年一〇月二九日政令第三四六号) (施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この政令による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令（以下「新令」という。）本則の規定は、平成二十七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「新法」と</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>第二条から第五条まで 削除</p> <p style="text-align: center;">(大豆交付金暫定措置法施行規則の廃止)</p> <p>第六条 大豆交付金暫定措置法施行規則（昭和三十六年農林省令第六十号）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">(第十三条第一項第二号イに規定する額の納付期限の特例)</p> <p>第七条 平成十九年新潟県中越沖地震による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法（昭和三十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に住所を有していた者が行う第十三条第一項第二号イの規定による平成十九年度における積立基準収入額の百分の二・二五に相当する額の納付についての同号イの規定の適用については、同号イ中「交付前年度における」とあるのは「平成十九年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成十九年八月三十一日」とする。</p> <p style="text-align: center;">(平成二十年岩手・宮城内陸地震の被災者に係る積立ての申出の期間等の特例)</p> <p>第八条 平成二十年岩手・宮城内陸地震による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域内に住所を有していた者が行う第十三条第一項第一号の規定による平成二十年度における積立てを行う旨の申出及び同項第二号イの規定による平成二十年度における選択した額の納付についてのこれらの規定の適用については、同項第一号中「交付前年度の四月一日から六月三十日まで」とあるのは「平成二十年四月一日から同年七月三十一日まで」と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成二十年度</p>

(大豆交付金暫定措置法の廃止)

第四条 大豆交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第二百一号)は、廃止する。

(大豆交付金暫定措置法の廃止に伴う経過措置)

第五条 平成十八年以前の生産に係る大豆に係る前条の規定による廃止前の大豆交付金暫定措置法の規定による交付金(次条において「大豆交付金」という。)の交付については、なお従前の例による。

(大豆交付金暫定措置法の廃止に伴う罰則に関する経過措置)

第六条 附則第四条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる大豆交付金の交付に係る附則第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二二年六月二四日法律第五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二二年政令第二八四号で平成二二年二月二五日から施行)

いう。)第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。この場合において、平成二十七年度の予算に係る新法第四条第一項の交付金については、新令第二条の規定の適用については、同条中「ばれいしよであつて、農林水産省令で定める要件に該当するもの」とあるのは、「ばれいしよ」とする。

における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成二十年八月三十一日」とする。

(平成二十二年における口蹄疫の発生に伴う積立ての申出の期間等の特例)

第九条 熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域内に住所を有している者が行う第十三条第二項第一号の規定による平成二十二年における積立てを行う旨の申出及び同項第二号イの規定による平成二十二年における選択した額の納付についてのこれらの規定の適用については、同項第一号中「交付前年度の四月一日から六月三十日まで」とあるのは「平成二十二年四月一日から同年八月三十一日まで」と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成二十二年における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成二十二年九月三十日」とする。

(東日本大震災に伴う積立ての申出の期間等の特例)

第十条 青森県(八戸市及び上北郡おいらせ町に限る。)、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県(十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町に限る。)及び長野県(下水内郡栄村に限る。)の区域内に住所を有している者が平成二十三年度において行う第十三条第一項第一号の申出及び同項第二号イの規定による納付についてのこれらの規定の適用については、同項第一号中「交付前年度の四月一日から六月三十日まで」とあるのは「平成二十三年四月一日から同年七月三十一日まで」と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成二十三年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日に」とあるのは「平成二十三年八月三十一日に」と、「当該交付前年度の七月三十一日まで」とあるのは「同日まで」とする。

第十一条 岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域内に住所を有している者が前条の規定により読み替えて適用される第十三条第一項第一号の申出(平成二十三年度において行われるものに限る。)につき同条第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつたことにより取り崩された積立金についての同条第一項第三号本文の規定の適用については、当該積立金は、法第四条第一項の交付金の交付を受けるまでの間において取り崩されていなかったものとみなす。

(平成二十四年度における表に係る生産面積への換算の特例)

第十二条 平成二十四年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者(平成二十二年において表に係る同号の交付

一 附則第四十三條の規定 公布の日

(政令への委任)

第四十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年二月一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第四七号で平成二六年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(交付金に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下「新法」という。)第二条から第四条までの規定は、平成二十七年度の予算に係る新法第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係るこの法律による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金につい

金の交付を受けた者に限る。)の麦についての第七条の規定の適用については、同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、「平成二十二年産の麦の生産量を、同年産の麦に関し附則第十二条の規定による読替え前の第七条の規定により農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量」とすることができる。

(平成二十五年度における大豆又はてん菜に係る生産面積への換算の特例)

第十三条 平成二十五年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者(平成二十四年度において大豆又はてん菜に係る同号の交付金の交付を受けた者に限る。)の大豆又はてん菜についての第七条の規定の適用については、同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、「平成二十三年産の大豆又はてん菜の生産量を、同年産の大豆又はてん菜に関し附則第十三条の規定による読替え前の第七条の規定により農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量」とすることができる。

(平成二十六年における麦又は大豆に係る生産面積への換算の特例)

第十四条 平成二十六年において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者(平成二十五年度において麦又は大豆に係る同号の交付金の交付を受けた者に限る。)の麦又は大豆についての第七条の規定の適用については、同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、麦にあつては「平成二十四年産の麦の生産量を、同年産の麦に関し附則第十四条の規定による読替え前の第七条の規定により農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量」と、大豆にあつては「平成二十三年産又は平成二十四年産の大豆の生産量を、それぞれ平成二十三年産又は平成二十四年産の大豆に関し附則第十四条の規定による読替え前の第七条の規定により農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量」とすることができる。

(平成二十九年七月九州北部豪雨の被災者に係る積立金の納付期限の特例)

第十五条 平成二十九年七月九州北部豪雨による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域内に住所

ては、なお従前の例による。この場合において、平成二十七年年度の予算に係る新法第四条第一項の交付金についての同項の規定の適用については、同項中「対象農業者」とあるのは、「対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号）による改正前の第二条第二項各号に掲げる要件に該当し、かつ、」とする。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（収入変動に対する総合的な施策の検討）

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の規定による共済事業の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年六月一七日

を有していた者が行う第十一条第一項第二号イの規定による平成二十九年度における選択した額の納付についての同号イの規定の適用については、同号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成二十九年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成二十九年九月三十日」とする。

（平成三十年硫黄山噴火に伴う積立ての申出の期間等の特例）

第十六条 宮崎県えびの市並びに鹿児島県伊佐市及び始良郡湧水町の区域内において農業経営を営む者が行う第十一条第一項第一号の規定による平成三十年度における積立てを行う旨の申出及び同項第二号イの規定による同年度における選択した額の納付についてのこれらの規定の適用については、同項第一号中「交付前年度の四月一日から六月三十日まで」とあるのは「平成三十年四月一日から同年八月三十一日まで」と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成三十年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成三十年十月一日」とする。

（平成三十年七月豪雨に伴う積立金の納付期限の特例）

第十七条 岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県及び長崎県の区域内に住所を有している者が行う第十一条第一項第二号イの規定による平成三十年度における選択した額の納付についての同号イの規定の適用については、同号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成三十年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成三十年十月一日」とする。

（令和二年における新型コロナウイルス感染症の発生に伴う積立金の納付期限の特例）

第十八条 第十一条第一項第二号イの規定による令和二年度における選択した額の納付についての同号イの規定の適用については、同号イ中「の交付前年度」とあるのは「の令和二年度」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「令和二年八月三十一日」とする。

附 則 （平成一九年三月三〇日農林水産省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年七月三日農林水産省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法の施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 1 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (平成一九年七月三一日農林水産省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月一五日農林水産省令第六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(次条において「新規則」という。)第十三条の規定は、平成二十年産の対象農産物(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第一項に規定する対象農産物をいう。以下同じ。)に係る同法第四条第一項の交付金から適用し、平成十九年産の対象農産物に係るものについては、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にこの省令による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十三条第一項第一号の規定によりした平成二十年産の秋期には種する麦に係る積立てを行う旨の申出は、新規則第十三条第一項第一号の規定によりしたものとみなす。

附 則 (平成二〇年六月三〇日農林水産省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月一一日農林水産省令第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、農地法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十一年十二月十五日)から施行する。

附 則 (平成二二年六月三〇日農林水産省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年四月一日農林水産省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日農林水産省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年五月二九日農林水産省令第三四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年四月三〇日農林水産省令第三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日農林水産省令第二七号）
この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年二月一九日農林水産省令第八号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の規定は、平成二七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年一月二五日農林水産省令第六号）
（施行期日）

1 この省令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日から施行する。

（調整規定）

2 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、第一条のうち砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第二条の改正規定及び附則第一項中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定」とする。

附 則（平成二九年七月三一日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日農林水産省令第一七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の規定は、平成三十年産の対象農産物（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第一項に規定する対象農産物をいう。以下同じ。）に係る同法第四条第一項の交付金から適用し、平成二十九年産の対象農産物に係る同項の交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年六月二五日農林水産省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年七月二三日農林水産省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年七月二七日農林水産省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年七月一〇日農林水産省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二二日農林水産省令第八三号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和四年三月三十一日農林水産省令第二八号）

(施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の規定は、令和四年産の対象農産物（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第一項に規定する対象農産物をいう。以下同じ。）に係る同法第四条第一項の交付金から適用し、令和三年産の対象農産物に係る同項の交付金については、なお従前の例による。

別記様式（第 14 条関係）

表

第 号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律
第 7 条第 1 項の立入検査をするため職員の身分証明書

官 職
氏 名

年 月 日生

写 真

年 月 日発行

農林水産大臣

裏

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（抄）

（報告及び検査）

第 7 条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第 3 条第 1 項各号若しくは第 4 条第 1 項の交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（抄）

（身分を示す証明書）

第 14 条 法第 7 条第 1 項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。

